

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	市民・ こども 局	24. 10. 29	円 108,266	平成24年9月20日、宮前区宮前平2丁目8番地28駐車場で、本市軽乗用車が、駐車しようとして後退した際、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	24. 11. 12	円 378,000	平成24年6月29日、麻生区五力田3丁目19番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
3	環境局	24. 11. 28	円 8,750	平成24年10月17日、幸区遠藤町50番地先路上で、本市職員が作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車し、ドアを閉めようとした際、当該ドアが、後方から走行してきた被害者所有のタンクローリーに接触し、破損させたもの
4	環境局	24. 11. 30	円 123,503	平成24年9月3日、川崎区宮本町1番地先路上で、本市軽乗用車が、駐車場から道路に出ようとした際、右側から走行してきた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの
5	環境局	24. 12. 14	円 126,787	平成24年11月7日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、左折した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの

6	高津区役所	24. 12. 10	円 240,672	平成24年8月1日、高津区野川1243番地先路上で、本市軽ライトバンが、車線変更しようとした際、左側を走行していた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの
7	多摩区役所	24. 12. 7	円 148,343	平成24年10月23日、多摩区柘形3丁目1番1号先路上で、本市軽ライトバンが走行中、前方で一時停止した被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
8	消防局	24. 10. 25	円 1,308,760	平成24年5月29日、宮前区平6丁目13番12号先丁字路で、本市原動機付自転車が、右折しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の原動機付自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
9	消防局	24. 11. 7	円 46,386	平成24年8月6日、宮前区菅生6丁目21番1号先路上で、本市消防車が、前方から走行してきた被害者運転の普通乗用車と擦れ違う際、当該普通乗用車と接触し、破損させたもの
10	消防局	24. 11. 30	円 154,906	平成24年9月26日、幸区南幸町3丁目43番地先丁字路で、本市消防車が、右折しようとした際、駐車していた被害者所有の軽ライトバンに接触し、破損させたもの
11	消防局	24. 12. 12	円 77,808	平成24年10月25日、川崎区下並木65番地駐車場で、本市消防車が、方向転換のため当該駐車場に進入し、切り返しをした際、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
12	環境局	24. 11. 27	円 732,405	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者(ア)） 物干台（被害者(イ)） 建物の外壁等（被害者(イ)、(ウ)及び(エ)） 普通乗用車（被害者(エ)）
13	環境局	25. 1. 21	円 1,075	
			円 278,949	
			円 84,000	

14	建設緑政局	24. 11. 27	円 15,876	平成24年9月23日、川崎区四谷上町28番10号先路上で、被害者運転の小型乗用車が、道路外に出るため左折しようとした際、破損していた集水ますに落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
15	建設緑政局	24. 12. 5	円 219,429	平成24年5月16日、高津区久本3丁目11番1号先路上で、横断歩道橋の鉄さびの破片が落下し、走行中の被害者運転の普通乗用車に当たり、破損させたもの
16	建設緑政局	24. 12. 14	円 31,401	平成24年8月1日、多摩区宿河原6丁目38番6号先路上で、被害者が歩行中、破損していた視線誘導標の台座につまずいて転倒し、負傷したもの
17	建設緑政局	24. 12. 19	円 276,066	平成24年6月20日、菅仙谷緑地内で、枯れていた樹木が、強風により根元から折れ、隣接する駐車場に駐車していた被害者(ア)所有の普通乗用車及び被害者(イ)所有の小型乗用車を破損させたもの
18	建設緑政局	24. 12. 19	円 50,000	
19	建設緑政局	24. 12. 19	円 880,140	平成24年7月16日、三田第7緑地内で、根付きの浅かった樹木が倒れ、隣接する被害者所有の建物の屋根等を破損させたもの
20	建設緑政局	25. 1. 8	円 2,105,050	平成22年12月3日、二ヶ領本川で、水門が、適切に開かなかったため、河川の水があふれ、被害者所有の家具等を損傷したもの
21	港湾局	24. 12. 26	円 152,796	平成24年10月19日、川崎区東扇島57番地路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
22	幸区役所	24. 12. 18	円 272,137	平成24年9月30日から同年10月1日にかけて、石川記念武道館の屋根の一部が、強風により落下し、被害者所有の建物の外壁及び小型乗用車を破損させたもの
23	環境局	24. 11. 16	円 82,425	平成23年10月25日、高津区新作5丁目2番2号マンション構内で、本市職員が収集作業中、ごみ等が被害者所有の水道栓に接触し、破損させたもの
24	環境局	24. 11. 16	円 31,500	平成24年8月16日、多摩区菅稲田堤1丁目2番9号マンション構内で、本市職員が収集作業中、被害者(ア)及び(イ)所有のごみ収集庫の蓋を強く開けたため、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
32	24.3.15	桜本住宅 新築工事	川崎市川崎区浅田3丁目 1番19号 大場・邦松共同企業体 代表者 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光 構成員 株式会社 邦松工務店 代表取締役 関谷 育男	契約金額 548,100,000 円	契約金額 562,999,500 円	25.1.21	当初想定し ていなかった 地中障害物等 が見つかり、 撤去等が必要 となったため、 増額変更を行 うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
95	24.6.22	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事	<p>横浜市中区太田町四丁目 51番地</p> <p>鹿島・鉄建・北島・谷津 共同企業体</p> <p>代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義</p> <p>構成員 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 橋口 誠之</p> <p>構成員 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 茂雄</p> <p>構成員 谷津建設株式会社 代表取締役 谷津 弘</p>	<p>契約金額 5,848,500,000 円</p>	<p>契約金額 6,087,783,450 円</p>	25.1.18	<p>既存校舎基礎解体の際に地下水が多く湧出し、地盤が軟弱になったことから、地盤改良工事を行うと共に、地中障害物が多く発見されたことから、この撤去工事等を行うため、増額変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
144	24.10.3	等々力陸上競技場メインスタンド改築工事	横浜市西区みなとみらい 3丁目6番3号 大成・飛島・小川・沼田・日本設計共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 山内 隆司 構成員 飛島建設株式会社 代表取締役社長 伊藤 寛治 構成員 株式会社 小川組 代表取締役 小川 祐司 構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 株式会社 日本設計 代表取締役 六鹿 正治	契約金額 6,174,000,000 円	契約金額 6,370,350,000 円	25.1.23	仮設園路等の整備が必要になったため、増額変更を行うものである。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	24. 11. 20	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	24. 11. 20	*****	
3	24. 11. 20	*****	
4	24. 11. 20	*****	
5	24. 11. 20	*****	
6	25. 1. 16	*****	
7	25. 1. 16	*****	
8	25. 1. 16	*****	
9	25. 1. 16	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	24.11.12	*****	左記の相手方は、852,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成26年4月までの間は毎月50,000円、同年5月は2,400円に分割して支払うこととするもの
2	24.11.12	*****	左記の相手方は、450,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成27年4月までの間は毎月15,000円、同年5月は300円に分割して支払うこととするもの
3	24.11.15	*****	左記の相手方は、990,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成28年6月までの間は毎月23,000円、同年7月は1,600円に分割して支払うこととするもの
4	24.11.15	*****	左記の相手方は、204,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成26年6月までの間は毎月10,000円、同年7月は4,800円に分割して支払うこととするもの
5	24.11.15	*****	左記の相手方は、780,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成28年2月までの間、毎月20,000円に分割して支払うこととするもの
6	24.11.15	*****	左記の相手方は、755,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成26年4月までの間は毎月40,000円、同年5月は35,000円に分割して支払うこととするもの

7	24.11.26	*****	左記の相手方は、1,141,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成29年7月までの間は毎月20,000円、同年8月は1,900円に分割して支払うこととするもの
8	24.11.26	*****	左記の相手方は、910,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成27年5月までの間は毎月30,000円、同年6月は10,100円に分割して支払うこととするもの
9	24.11.26	*****	左記の相手方は、493,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年11月から平成27年6月までの間は毎月15,000円、同年7月は13,000円に分割して支払うこととするもの
10	24.12.4	*****	左記の相手方は、219,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成26年8月までの間は毎月10,000円、同年9月は9,700円に分割して支払うこととするもの
11	24.12.4	*****	左記の相手方は、603,894円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成26年12月までの間は毎月25,000円、平成27年1月は3,894円に分割して支払うこととするもの
12	24.12.4	*****	左記の相手方は、735,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成27年4月までの間は毎月25,000円、同年5月は10,100円に分割して支払うこととするもの

13	24.12.4	*****	左記の相手方は、1,219,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成29年11月までの間は毎月20,000円、同年12月は19,000円に分割して支払うこととするもの
14	24.12.11	*****	左記の相手方は、718,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成24年12月から平成28年10月までの間は毎月15,000円、同年11月は13,900円に分割して支払うこととするもの
15	24.12.18	*****	左記の相手方は、487,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成26年6月までの間は毎月26,000円、同年7月は19,000円に分割して支払うこととするもの
16	24.12.20	*****	左記の相手方は、913,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年2月から平成28年1月までの間は毎月25,000円、同年2月は13,900円に分割して支払うこととするもの
17	24.12.20	*****	左記の相手方は、402,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成26年8月までの間は毎月20,000円、同年9月は2,900円に分割して支払うこととするもの
18	24.12.20	*****	左記の相手方は、523,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成26年5月までの間は毎月30,000円、同年6月は13,600円に分割して支払うこととするもの

19	24. 12. 20	*****	<p>左記の相手方は、480,119円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成26年12月までの間は毎月20,000円、平成27年1月は119円に分割して支払うこととするもの</p>
20	24. 12. 20	*****	<p>左記の相手方は、1,688,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年1月から平成27年9月までの間は毎月50,000円、同年10月は38,300円に分割して支払うこととするもの</p>